

子どもを共に育む京都市民憲章を推進する条例（仮称）に盛り込むべき内容骨子（素案）

○目的

「子どもを共に育む京都市民憲章」の実践を促進する方策等を定めることにより、この憲章の一層の普及と実践行動の推進を図る。

○基本理念

憲章の普及と実践行動は、家庭・地域・学校・企業・行政など社会のあらゆる場で、保護者・地域住民・学校関係者・事業者・市の連携・協力により推進する。

○憲章の実践方策（それぞれの責務と基本的施策）

(1) 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守るために

- ・子どもの遊びと学び，生活・文化・自然・社会における体験の場と機会の提供

【主体】保護者，地域住民，学校関係者 【協力】事業者，市

- ・子どもの命を脅かすものの撲滅の推進

(ア) 子どもの虐待：未然防止，早期発見，迅速な対応，再発防止

【主体】地域住民，市 【協力】学校関係者

(イ) いじめ：未然防止，早期発見，迅速な対応，再発防止

【主体】学校関係者 【協力】保護者，地域住民

(ウ) 児童ポルノ，薬物乱用，性感染症：規制と啓発

【主体】行政（国，府，補完的に市） 【協力】学校関係者，地域住民

(2) 子どもから信頼され，模範となる行動に努めるために

- ・子どもを共に育む京都市民憲章をはじめ，京都市市民憲章等の規範の実践

【主体】保護者，地域住民，学校関係者

(3) 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために

- ・喜びを感じながら子育てできることを目指す「親支援プログラム」等の推進

(ア) 機会と場の提供

【主体】 地域住民，学校関係者，事業者

(イ) 取組への積極的な参加

【主体】 保護者及びその予定者

(ウ) 環境整備等

【主体】 市

(4) 子どもが安らぎ育つ，家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために

- ・家庭での早寝・早起き・朝ごはん等の規則正しい生活習慣の実践

【主体】 保護者

【協力】 地域住民，学校関係者

- ・家族一緒での会話・家事・読書・体験活動等の推進

【主体】 保護者

【協力】 地域住民，学校関係者

(5) 子どもを見守り，人と人が支え合う地域のつながりを広げるために

- ・地域での子どもの見守り活動の推進

【主体】 地域住民

- ・学校等を拠点として子ども，保護者，地域住民が交流し，育ち合う体験の場の提供

【主体】 学校関係者

- ・子どもと関わる地域住民の連携・協力団体への支援

【主体】 事業者，市

- ・課題を抱えつつ孤立した子どもや保護者への支援

【主体】 地域住民，学校関係者，市

(6) 子どもを育む自然の恵みを大切にし、社会の環境づくりを優先するために

・山紫水明の自然や環境にやさしいライフスタイルの実践・推進

【主体】保護者，地域住民，学校関係者，事業者，市

・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

(ア) 企業に対する啓発等

【主体】市

(イ) 仕事と生活を調和できる職場環境の整備

【主体】企業

【協力】家庭，地域

(ウ) 仕事と生活の調和のための子育て支援施策の推進

【主体】行政

【協力】地域

・携帯電話・インターネットの弊害，電子映像メディア依存，性・暴力等の有害情報・有害玩具等，子どもの健やかな育ちを脅かす社会環境の改善

(a) 子どもに有害な（となる可能性のある）製品を提供しない。

【主体】事業者

(b) 子どもに有害となる可能性のある製品等についての使用ルールを決める。

【主体】保護者

【協力】学校関係者，地域住民

(c) 広報啓発

【主体】市

○その他

(1) 顕彰

憲章の優れた実践に取り組む個人・団体・企業等を表彰

(2) 「子どもを共に育む京都市民憲章」の日

憲章推進の気運を醸成するため、毎年2月5日を憲章制定記念日、毎月〇〇日を憲章推進の日と定め、地域団体・企業・行政等で推進事業を実施

(3) 庁内推進体制の構築と市民会議の設置

憲章を一層推進するため、有効な本市の行政体制を構築するとともに、憲章の普及促進を担う市民会議を設置

※ 上記については、「条例に盛り込むべき内容」について御議論いただくための資料として作成したものであり、文言・構成等については今後適宜修正されます。